

# マイナンバーカードをお持ちの人に 最大5,000ポイント！

市民課  
☎ 055(948)2901

現在、国の消費活性化策としてマイナンバーの付与が行われています。ポイントを受け取るためには、マイナンバーカード(写真付き)の取得とマイナンバーの申込みが必要です。ポイントは1人最大5,000円分付与され、当初は令和3年3月までの予定でしたが、9月まで延長することになりました。ただし、ポイントの付与対象となるのは、マイナンバーカードを令和3年3月末までに申請した人となりますので、まだお持ちでない人は、今月末までに申請が必要です。

マイナンバーカードの申請は、スマートフォンなどでオンライン申請が可能です。まだ取得していない人を対象に国から申請書を郵送しています。届いた申請書のQRコードから申請してください。自宅での申請が難しい場合は、伊豆長岡庁舎市民課で、申請を受け付けています。3月末は市民課窓口が大変混み合いますので、お早めにお越しください。



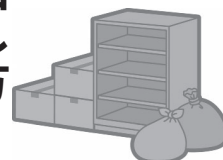
【マイナンバーカードの申請受付】  
受付窓口/市民課(伊豆長岡庁舎)  
受付時間/平日8時30分から17時15分  
(木曜日のみ19時まで)  
持ち物/本人確認書類、顔写真は窓口で撮影しますが、持参のものでも可  
(縦4.5cm×横3.5cm)

【マイナポイント申し込み】  
受付窓口/市民課(伊豆長岡庁舎)  
受付時間/平日8時30分から17時15分  
(木曜日のみ19時まで)  
持ち物/マイナンバーカード(写真付き)、カード交付時に設定した4桁の暗証番号、マイナポイントを取得したいキヤッシュレス決済の媒体(カードやスマートフォンなど)

## 第16回

# ごみの分け方・出し方

## 粗大ごみの出し方



廃棄物対策課  
☎ 055(949)6805

1辺の長さが40cm以上の燃やせる粗大ごみ(たんす、マットレスなど)、1辺の長さが50cm以上の燃やせない粗大ごみ(衣装ケースや家電製品など)はごみステーション(集積所)では回収することができませんので、次のいずれかの方法で排出してください。

### ① 解体してごみステーションに出す

燃やせる粗大ごみは、1辺の長さが40cm未満、燃やせない粗大ごみは、1辺の長さを50cm未満に解体すれば、ごみステーションに出すことができます。解体後の材質が、指定袋の対象ごみの場合は、指定袋に入れてごみを出してください。

ただし、家電リサイクル法対象品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)など、市で受け入れできないものについては、解体してもごみ集積所または市の清掃センターに出すことはできません。

### ② 清掃センターに直接持ち込む

本人または家族が清掃センター(長岡清掃センター、大仁清掃センター、葦山リサイクルプラザ)に直接持ち込み。

### ③ 市の戸別収集を依頼する(有料)

収集日は毎週木曜日で、5点まで有料で回収します。申込は電話、窓口、インターネット(電子申請)で受け付けています。詳細は、次のいずれかの方法でご確認ください。

【窓口】 廃棄物対策課  
☎ 055(949)8135



### ④ 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する(有料)

自分で粗大ごみを排出できない場合は、市の戸別収集を申込むほか、収集業者に申込みできます。廃棄物を回収し処理するためには、市の許可が必要です。許可のない業者への依頼は不法投棄や不正処理の原因となるため、ご注意ください。

## なるほど！屋外広告物 Q & A ③

都市計画課 ☎ 055-948-2909

生活のために必要な案内広告物であっても、あちこち無秩序に掲出するとまちなぎの景観や風致が損なわれることになります。今回は案内広告物のルールについて紹介します。

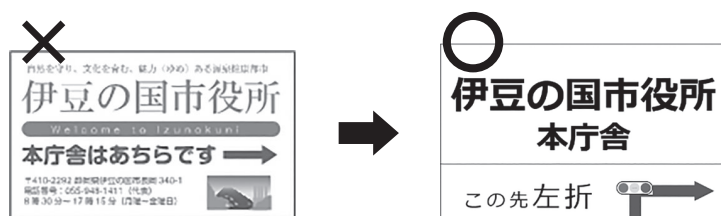
### Q. 案内広告物には、どんな基準があるの？

- A. 大きさ、高さ、表示内容や色などが決められています。
  - ・面積は1面3㎡以内、高さは地上5m以下
  - ・表示内容は事業所などの名称・商標、矢印、距離など必要最小限
  - ・案内表示のスペースは板面の表示面積の1/3以上
  - ・鮮やかな色は使用できない など



### Q. 案内広告物はどこでも設置できるの？

- A. どこでも設置できるわけではなく、地域によって制限があります。許可を受ければどこでも設置できる「普通規制地域」と、原則として看板の設置を禁止している「特別規制地域」があります。ただし、直進だけではたどり着けず、右左折を伴う事業所への案内は「やむを得ないもの」として許可を受け、設置することが認められています。



一目でわかりやすい表示に



## あなたの大切な人へ 思いを書き留めてみませんか？

保健福祉・こども・子育て相談センター  
☎ 0558-76-8008

市では、第一生命保険株式会社沼津支社と住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、令和2年12月4日に、協定を結びました。この協定に基づく活動の一環として「大切な方への絆ノート」を提供いただきましたので、市民の皆さんに無料で提供します。

このノートは、エンディングノート・終活ノートとして、自分自身の情報整理や家族・大切な人へ自分の思いを伝えることができます。高齢の人だけでなく、若い人でも年齢問わず気軽に書くことができます。医療や介護、もしもの時など、日常生活にも役立つものです。

感染症対策により、交流の持てない期間が続いていますが、このノートをきっかけに、友人・家族・大切な人との絆を深めてみてはいかがでしょうか。ぜひ、ご活用ください。



配布場所/大仁庁舎保健福祉・こども・子育て相談センター窓口、長岡地域包括支援センター、葦山地域包括支援センター、大仁地域包括支援センター